

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年9月19日（令和7年（行個）諮問第251号）

答申日：令和8年5月22日（令和8年度（行個）答申第41号）

事件名：特定年度特定労働局社会人選考採用における本人に係る第1次選考審査票等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、特定日付け特定文書番号により特定労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の特定又は推測につながる可能性があると考えられる一部の記載及び資料は省略する。

##### （1）審査請求書

公正な採用選考を行ったとは認められず、その不正な選考方法を判明させるため部分開示では無くすべて開示を求める。

##### （2）意見書

まず、本件の不開示決定は違法な選考を行ったものであることから、その違法な選考を行った者について情報を開示し、国家公務員法により処分を行うべき案件であることを申し添えます。

（中略）

厚生労働省は不開示情報の該当性について意見を述べているが、選考自体が不当であり、そのすべてを開示しなければ請求人への不当な選考方法の状況がわからないことから、厚生労働省が主張する「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため～」と主張していることで不開示を維持することの理由とはなりえない。

以上により、今回の情報はすべて開示すべき事案である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年11月19日付けで、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、「特定年月日付け特定文書番号『第1次選考の結果について』にて通知のあった『特定労働局職員の社会人選考採用試験【係長級（一般職相当）】事務官（共通）』について、違法な選考が行われたと思料するため、私の採否に関する選考情報、選考方法及び選考基準等、本件採用試験の実施にあたって使用した一件書類を開示いただきたい。」と開示請求をした。
- (2) これに対して、処分庁が特定年月日付け特定文書番号により保有個人情報について一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、令和7年2月10日付け（同月12日受付）で審査請求をした。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

審査請求人は、「特定年月日に行われた特定労働局職員の社会人選考採用試験【係長級（一般職相当）】事務官（共通）における請求人の採否に関する選考情報等」に係る開示請求をしているところ、審査請求人本人に関する情報は、処分庁が実施した社会人選考採用【係長級（一般職相当）】（募集期間：特定年月日～特定年月日）において、処分庁が取得している。

具体的には別表のとおり保有個人情報の記載された文書を特定した。

当該文書は、社会人選考採用試験にあたり、選考における評定を行うに際し処分庁が作成した文書であり、業務経験等の経歴に関する審査請求人への評価等が記載されている。

### (2) 不開示情報該当性について

別表の不開示情報の該当部分に記載した部分を開示した場合、応募者との無用な摩擦をさけるため、率直な記載を躊躇するなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがあり、また、応募者の態様を適正に把握しその能力・適性に応じた雇用管理を行うことが困難になり、処分庁における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

そのため、当該部分は、法78条1項7号へに該当するものとして不開示を維持することが妥当である。

### (3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求の趣旨及び理由を「公正な採用選考を行ったとは認められず、その不正な選考方法を判明させ

るため部分開示では無くすべて開示を求める。」と主張し、開示を求めている。

しかしながら、法76条に基づく開示請求に対しては、上記(2)のとおり、開示請求対象保有個人情報ごとに法78条1項各号に基づいて開示・不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は当該対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |                   |
|---|-----------|-------------------|
| ① | 令和7年9月19日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同月29日     | 審議                |
| ④ | 同年11月4日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 令和8年4月20日 | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ | 同年5月15日   | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は「特定年月日に行われた特定労働局職員の社会人選考採用試験【係長級（一般職相当）】事務官（共通）における審査請求人の採否に関する選考情報等」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は不開示部分の開示を求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報の不開示部分は、別表の「不開示情報の該当部分」に掲げられた各部分のうち、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とされた「審査請求人以外の応募者個人に関する情報」を除く部分であり、諮問庁は、理由説明書（上記第3の3(2)）において、これらの部分は法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である旨説明する。

(2) 不開示部分は、該当の選考採用試験における評価者の氏名及び職名並びに応募者の経歴及び論文に対して評価者が行った評価に関する諸情報が記載された部分であることが認められる。

当該部分のうち、評価者の氏名並びに応募者の経歴及び論文に対して

評価者が行った評価に関する諸情報を開示すると、応募者との無用な摩擦を避けるため、率直な記載をちゅうちょするなどにより、公正な採用選考の実施に支障を及ぼすおそれがある等、処分庁における人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記第3の3(2)の説明は、否定できない。

また、当該部分のうち、評価者の職名は公務員の職務遂行に係る情報に含まれる職名であることから、法78条1項2号ただし書ハにおいては開示することとされているが、職名を明らかにした場合、評価者の特定につながるおそれがあり、評価者の氏名を明らかにするに等しいと認められる。

したがって、不開示部分は、法78条1項7号へに該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条1項7号へに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号へに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別表

文書番号	文書名	頁	不開示情報の該当部分	根拠条文
文書1	(共通) 応募者、第1次選考結果一覧【係長級(一般職相当)】	1～3	①第一次選考欄における各評価者が評価した経歴及び論文についての各評価欄並びに評価者職名欄	法78条1項7号へ
			審査請求人以外の応募者個人に関する情報	個人情報非該当
文書2	第1次選考の結果について	4	なし(全部開示)	—
文書3	事務官(共通)第1次選考(経歴評定)審査票	5～7	①「評価者氏名」欄 ②「評価項目」のうち評価者のコメント欄 ③「項目の評価」欄の各欄 ④5頁の評価者が作成した「事務官(共通)第1次選考(経歴評定)審査票」の「総合評価」のコメント欄	法78条1項7号へ
文書4	事務官(共通)第1次選考(論文)審査票	8～10	①「評価者氏名」欄 ②「評価項目」の「①労働行政に関する具体的な知識・理解度」中のコメント欄、「②形式的な観点」の枠内部及び同コメント欄、「③内容的な観点」の枠内部及び同コメント欄 ③「項目全体の評価」欄	法78条1項7号へ
文書5	(共通) 応募者、第2次選考結果一覧【係長級(一般職相当)】	1 1～1 3	①第一次選考欄における各評価者が評価した経歴及び論文についての各評価欄並びに評価者職名欄 ②第二次選考欄における評価者職名欄	法78条1項7号へ
			審査請求人以外の応募者個人に関する情報	個人情報非該当
文書6	事務官(共	1 4	審査請求人以外の応募者個人	個人情報

	通)・事務官 (基準) 応募 者一覧	～ 1 5	に関する情報	非該当
--	--------------------------	----------	--------	-----